

府子本第185号
令和元年6月25日

各 都道府県知事 殿

内 閣 総 理 大 臣
(公 印 省 略)

「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」の一部改正について

標記交付金の交付については、平成27年7月13日付府子本第202号「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。なお、平成31年3月31日以前に実施した事業に係る交付金の取り扱いについては、なお従前の例によることとする。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。